

平成 27 年 9 月 19 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

韓国安東市訪問に際する危機管理等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

韓国安東市訪問に際する危機管理等

2 質問の要旨

1. 秘書広報課として議員が副議長はじめ、韓国に 10 月 2 日から訪問することについて議会事務局から連絡は入っているか。
把握する必要性、理由は何か。
2. 議員、議会事務局長、市長、秘書広報課長の訪問にあたって、地方公共団体の機関たる鎌倉市として対応した事務全ては何か。
3. 市長と秘書広報課長が市長部局として訪問するが、緊急時は市長に直接連絡するのか、秘書広報課長を通じて連絡するか。
4. 原則、秘書広報課長は市長と行動を同一にしなければならないか。自由か。
5. 韓国訪問の往路や滞在中に死亡、怪我等事故が発生した場合には、秘書広報課長、議会事務局長には公務災害が適応されるか。職員課の見解は如何か。
6. 公務災害が適応されない場合、秘書広報課長自身、議会事務局長自身は、きちんとその認識はあるのか。訴訟リスク軽減の為、確認頂きたい。(茅ヶ崎市副市長の例もあるため)
7. 市の把握する訪問者リストには、吉岡副議長はいるか。
8. 子供たちに期限切れワクチン接種、多大なる白紙請求書問題は市長として、任期中のものは責任があると考えてるが如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 25 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を検討し、10月2日に時期が迫っていることを鑑みると、議会の再開も必要である為。)